

◆ 令和7年度 北名古屋市 保育料等基準月額表

階層 区分	世帯状況		幼児(3～5歳児)		乳児(0～2歳児※1)	
			給食費※2		保育料※2	
			公立保育園	認定こども園	標準時間	短時間
A	生活保護をうけている世帯		0 円	免除対象	0 円	0 円
B	市民税が非課税の世帯				0 円	0 円
C	市民税が均等割のみ課税されている世帯				9,300 円	9,100 円
D1	市民税所得割額	24,300 円 未満			11,100 円	10,900 円
D2		24,300 円 以上 48,600 円 未満			15,600 円	15,300 円
D3-1		48,600 円 以上 57,700 円 未満			19,400 円	19,000 円
D3-2		57,700 円 以上 72,800 円 未満				
D4-1		72,800 円 以上 77,101 円 未満	6,000 円	免除対象外	20,500 円	20,100 円
D4-2		77,101 円 以上 97,000 円 未満	6,000 円	免除対象外	26,500 円	26,000 円
D5		97,000 円 以上 133,000 円 未満			31,500 円	30,900 円
D6		133,000 円 以上 169,000 円 未満			41,000 円	40,300 円
D7		169,000 円 以上 235,000 円 未満			48,000 円	47,100 円
D8		235,000 円 以上 301,000 円 未満			55,000 円	54,000 円
D9		301,000 円 以上 349,000 円 未満			62,000 円	60,900 円
D10		349,000 円 以上 397,000 円 未満			64,000 円	62,900 円
D11		397,000 円 以上				

保育料等の算定根拠となる市民税の詳細については、裏面「3 保育料等の決め方」をご参照ください。
※1 2歳児クラスのお子様で、年度途中で3歳を迎えた場合も、令和7年度中は3歳未満児の区分が適用されます。
※2 保育料・給食費は所得状況及び家庭状況により軽減となる場合があります。

1 保育料について

(1) 多子世帯軽減制度

C階層からD3-1階層の世帯については、お子様の年齢を問わず、1人目のお子様の保育料は、基準月額表の金額を適用し、2人目のお子様は、表の金額の2分の1に減額します。また、3人目以降のお子様は、無料となります。なお、お子様の数は年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。
※同居をしていない生計を同じくするお子様（例：寮で暮らす高校生のお子様）がいる等、軽減制度の適用によるお子様の保育料の軽減が正しく反映されていないと思われる場合は、保育課までお問い合わせください。

(2) きょうだい等同時利用

D3-2階層からD11階層の世帯で、同一世帯から、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、ひまわり園、ひまわり西園等に入園しているお子様が2人以上いる場合は、次の保育料となります。

1人目のお子様	2人目のお子様	3人目以降のお子様
基準額	基準額の半額	0円

(3) 第二子にかかる保育料(10月から適用)

4月1日現在に18歳未満である児童を2人以上養育している世帯の場合、2人目以降の3歳未満のお子様にかかる保育料は、C階層からD4-2階層の世帯では無料となり、D5階層からD8階層までの世帯では、基準額の2分の1に減額します。
※令和7年9月分の保育料については、第二子にかかる保育料の軽減制度の適用はありません。従来通り第三子にかかる保育料の軽減のみを行います（D3-2からD4-2は無料、D5からD8は基準額の2分の1に減額）

(4) ひとり親世帯等の負担軽減

お子様の属する世帯が以下に該当する場合、保育料を減額します。
ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない者で、現に児童を扶養している者の世帯
イ 在宅障害者（児）のいる世帯
※身体障害者手帳の交付を受けている方、療育手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金を受給されている方が在宅障害者（児）の対象となります。

階層区分	1人目	2人目以降	3人目以降の判定の方法
C～D2階層	(基準額－1,000 円)の半額	0円	多子世帯軽減制度で判定します。
D3-1～D4-1 階層	9,000 円	0円	

2 給食費について

(1) 公立保育園

市内の公立保育園における給食費は6,000円です。なお、(3)のいずれかに該当する場合、給食費の徴収が免除となります。

(2) 認定こども園

認定こども園の給食費は各施設の定める金額となります。なお、(3)のいずれかに該当する場合、主食費（米・パン等）900円までと副食費（おかず・牛乳等）相当額が免除となります。

(3) 給食費の免除

以下のいずれかに該当する場合、給食費の徴収免除対象となります。階層区分等の詳細につきましては、表面「保育料等基準月額表」及び「3 保育料等の決め方」をご参照ください。

給食費徴収免除対象者
・保育料階層区分がA階層からD3-1階層までのお子様 ・保育料階層区分がD3-2階層からD4-1階層でひとり親世帯等のお子様 ・全保育料階層区分の第三子以降*のお子様

※第三子は同一世帯から、保育所、幼稚園、認定こども園、ひまわり園、ひまわり西園等を利用しているお子様において3人目以降のお子様を指します。

3 保育料等の決め方

保育料等は、生計をたてている父と母の合計した市民税所得割額か、父母に代わって生計をたてている祖父母等の合計した市民税所得割額に応じて階層別に決まります。

所得割額とは、配当控除、寄附金控除、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除、配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除等の税額控除（調整控除を除く）をうける前の税額をいいます。保育料算定に関する市民税額は以下のとおりです。

期間	算定根拠
令和7年4月分～令和7年8月分	令和6年度の市民税額 (令和5年1月1日～令和5年12月31日の所得)
令和7年9月分～令和8年3月分	令和7年度の市民税額 (令和6年1月1日～令和6年12月31日の所得)

4 その他

(1) 保育料等の納付

保育料等は、月ごとに納めていただくことになっています。欠席等で施設を利用していない場合もお返しすることはできません。保育料等は、施設運営の保護者負担分となる大切なものです。決定された金額を毎月の期限までに納入いただきますようお願いいたします。なお、納付にあたっては、口座振替による納付をお願いいたします。

認定こども園・地域型保育事業所など民間の保育施設を利用する場合は、施設・事業所へ直接お支払いいただきます。納付方法については、各施設・事業所にお問い合わせください。

(2) 保育料等の変更など

世帯異動（保護者の結婚・離婚など）や税額の変更（税の修正申告など）があった場合は、利用施設または保育課までお知らせください。また、月の途中で入園又は退園した場合、日割計算により保育料等を算出します。

区分	対象	日割計算方法
保育料	乳児 (0～2歳児)	保育料月額に利用した期間の開園日数(25日を超える場合は25日)を乗じた額を25日で除して得た額(10円未満の端数切捨)
給食費	幼児 (3～5歳児)	給食費月額に利用した期間の開園日数(20日を超える場合は20日)を乗じた額を20日で除して得た額(10円未満の端数切捨)

(3) 延長保育料

午後6時30分を超えて保育を利用される方は、延長保育料として、午後7時まで保育を行う施設（徳重・九之坪・弥勒寺保育園）で月額1,000円、午後7時を超えて保育を行う施設（能田・久地野・西之保保育園・久地野分園）で月額2,000円が別途必要になります。認定こども園・地域型保育事業所など民間の保育施設を利用する場合は、各施設・事業所にお問い合わせください。

(4) その他の費用

その他、保育の提供にあたって必要となる保育材料等の代金が発生することがあります。